

新型コロナウイルス感染症に対する神戸学院大学の行動指針（BCP）

第17回（2020年6月4日）危機管理対策本部会議決定

第115回（2022年10月27日）危機管理対策本部会議更新

活動制限 レベル	授業形態 (対面/遠隔)	研究活動	課外活動他	イベント(式典・各種行事を含む)、学内会議	事務職員、教務職員等の勤務体制	構内の立ち入り	
制限最小	レベル1 感染に関する注意喚起及び様々な自粛が検討されている状況	適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、イベントを実施、会議を開催する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に通常の業務を行う。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に入構可。	
制限小	レベル2 外出自粛もしくはイベント等の開催自粛が要請されている状況	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、対面授業を基本とする。一部科目で遠隔授業を実施する場合もある。	自宅での研究を推奨するが、構内において研究活動を行う場合は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。また、研究関係者は学内滞在時間をできる限り減らす。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。但し合宿・バス遠征などは原則、延期または中止する。また一部活動を制限する場合もある。	原則、延期または中止を検討する。但し必要性の高いイベントのみ適切な感染防止対策を徹底することを前提に実施する。適切な感染防止対策を徹底することを前提に会議も実施する。(オンライン会議を推奨)	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、通常の業務を行い、時差勤務体制などを実施する。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に入構可。但し一部入講制限する場合もある。
制限中	レベル3 緊急事態宣言が発出されている状況、または緊急事態宣言解除後に段階的緩和がされている状況	基本的に遠隔授業とする。実験・実習・論文指導等対面が必要な科目は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、対面授業を実施することができる。	重要もしくは緊急に実施すべき実験・研究等は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、必要最小限の構内への立ち入りおよび研究活動の実施を認めることができる。	原則、全面禁止(オンラインによる活動を推奨)但し、適切な感染防止対策を徹底することを前提に一部の活動を認めることができる。	原則、イベントは延期または中止する。適切な感染防止対策を徹底することを前提に、対面会議は必要最小限で実施する。(オンライン会議を推奨)	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、業務を行い、時差勤務体制や交代勤務体制を検討する。一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤する職員を可能な範囲で少なくすることを検討する。	入構制限する。適切な感染防止対策を徹底することを前提に、一部の許可された施設のみの使用を認める。
制限大	レベル4 緊急事態宣言が発出されている状況かつ学校臨時休業が要請されている状況	原則として、遠隔授業のみとする。	代替手段もなく、重要もしくは緊急に実施すべき実験・研究等は、適切な感染防止対策を徹底することを前提に、最小限の構内への立ち入りおよび研究活動の実施を認めることができる。なお、学生の入室は禁止とする。	原則、全面禁止(オンラインミーティングの推奨)	イベントは延期または中止する。原則、オンライン会議とする。	適切な感染防止対策を徹底することを前提に、時差勤務・在宅勤務・交代勤務体制または自宅待機を実施する。業務を継続するため、一部業務の遅滞、事後処理を許可し、必要最小限の職員が出勤する体制とする。	原則、入構禁止
制限最大	レベル5 都市封鎖が実施されている状況	遠隔授業のみとする。	研究機能の最低限の維持のため、生物の世話、液体窒素の補充、サーバー維持などを目的に、適切な感染防止対策を徹底した上で、教職員のみの一時的入室を許可する。なお、学生の入室は禁止とする。	全面禁止	イベントは延期または中止する。原則、オンライン会議とする。	各キャンパスの保安・保全・業務管理上必要最小限の業務以外は、原則として在宅勤務または自宅待機とする。	入構禁止

<活動制限レベルの設定および措置について>

活動制限レベルの設定および措置は、国内の感染拡大状況、政府等による要請のレベルを総合的に勘案して危機管理対策本部長が決定する。

なお、本行動指針はあくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、措置の変更や上記にない措置を判断することがありうる。